

平成22年度雇用失業統計研究会（第1回）

会 議 次 第

平成22年10月15日（金）

総務省統計局6階特別会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（雇用関連事項）への対応方策について

(2) その他

3 閉 会

<配布資料>

資料1 平成22年度雇用失業統計研究会の開催について

資料2 「労働時間に関するWEBアンケート」の結果の概要について

資料3 近年の雇用をめぐる状況について（参考メモ）

参考1 平成21年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（抜粋）

参考2 平成21年度法施行状況に関する審議結果についての統計委員会委員長談話

平成 22 年度雇用失業統計研究会の開催について

平成 22 年 8 月 17 日
総務省統計局統計調査部
労働力人口統計室

1 目 的

総務省統計局が所管する雇用失業統計について，社会経済情勢及び雇用失業情勢の変化に応じた調査事項，調査方法，結果分析等の改善・充実に関する検討を行うことを目的として，平成 22 年度雇用失業統計研究会（以下「研究会」という。）を開催する。

2 検討課題

- (1) 労働力調査等における調査事項等について
- (2) 労働力調査及び就業構造基本調査におけるよりの確な分析手法について
- (3) その他

3 構 成 員

研究会の構成員は，別紙のとおりとする。

4 開 催

研究会は，平成 23 年 3 月末までの間に 3 回程度開催する。

5 庶 務

研究会の庶務は，統計調査部労働力人口統計室において処理する。

別 紙

平成 22 年度雇用失業統計研究会の構成員

- ◎玄田 有史 国立大学法人東京大学社会科学研究所教授
黒田 祥子 国立大学法人東京大学社会科学研究所准教授
小杉 礼子 独立行政法人労働政策研究・研修機構統括研究員
篠崎 武久 早稲田大学理工学術院創造理工学部
知財・産業社会政策領域准教授
山本 勲 慶應義塾大学商学部准教授
厚生労働省職業安定局雇用政策課長
東京都総務局統計部社会統計課長

その他，座長が必要に応じて招請する専門分野の学識者

統計調査部長
統計調査部調査企画課長
統計調査部労働力人口統計室長

その他，労働力人口統計室長が指名する者

(敬称略・◎は座長)

「労働時間に関するWEBアンケート」結果の概要について

I 「労働時間に関するWEBアンケート」の概要

本アンケートは、月間実労働時間を把握するために必要な項目について検証することを目的として、民間調査機関に委託してインターネットにより実施した。

- ・調査対象は、民間調査機関が保有・管理するモニター6000人とし、従業上の地位・雇用形態に応じた区分に割り当てた。
- ・割り当て区分は、調査票A、Bごとに以下の3グループに分け（計6グループ）、1区分最低900人確保するように選定した。

- ① 正規の職員・従業員
- ② 派遣社員、パート・アルバイト、契約社員、嘱託
- ③ 役員、自営業主、自家営業の手伝い、内職

- ・調査時期は、平成22年7月とし、7月の状況を7月末に回答を受けることとした。

（なお、調査対象には、あらかじめ6月末にメールにより調査の協力依頼を行い、調査が、7月中の週ごとの就業時間、就業日数に関するもので、7月末に回答してもらうことを通知した。）

- ・調査票事項は以下のとおり、

調査票A、B共通：「月末1週間の就業日数」、「月末1週間の実労働時間」、
「7月1か月の就業日数」、「各週の実労働時間」

調査票A：「各週の実労働時間」

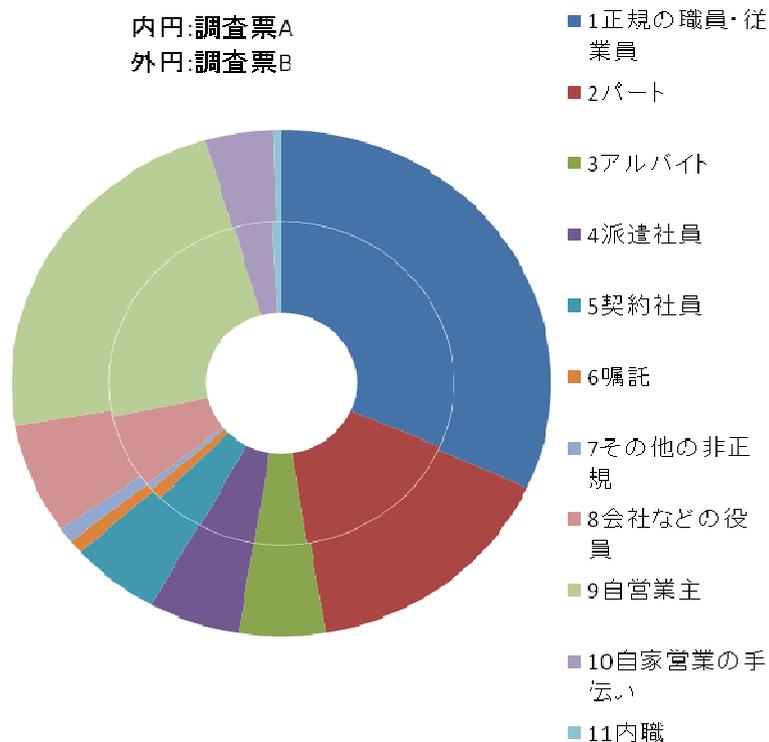
調査票B：「月末1週間の時間外労働時間」、「7月1か月の時間外労働時間」

II 調査結果

1 集計対象数

回答されたデータのうち、月間就業日数、実労働時間等が誤って記入されたデータや休業者を除いた結果、従業上の地位・雇用形態別分布は以下のとおり、調査票A、Bともにほぼ同じ構成となった

	調査票A	調査票B	
回答数	3080	3089	
集計対象数	2782	2868	
① 1 正規の職員・従業員	875	912	
②	2 パート	451	446
	3 アルバイト	135	149
	4 派遣社員	146	156
	5 契約社員	130	154
	6 嘱託	32	25
	7 その他の非正規	17	28
	③	8 会社などの役員	207
9 自営業主		666	664
10 自家営業の手伝い		100	118
11 内職		23	13



2 検証事項

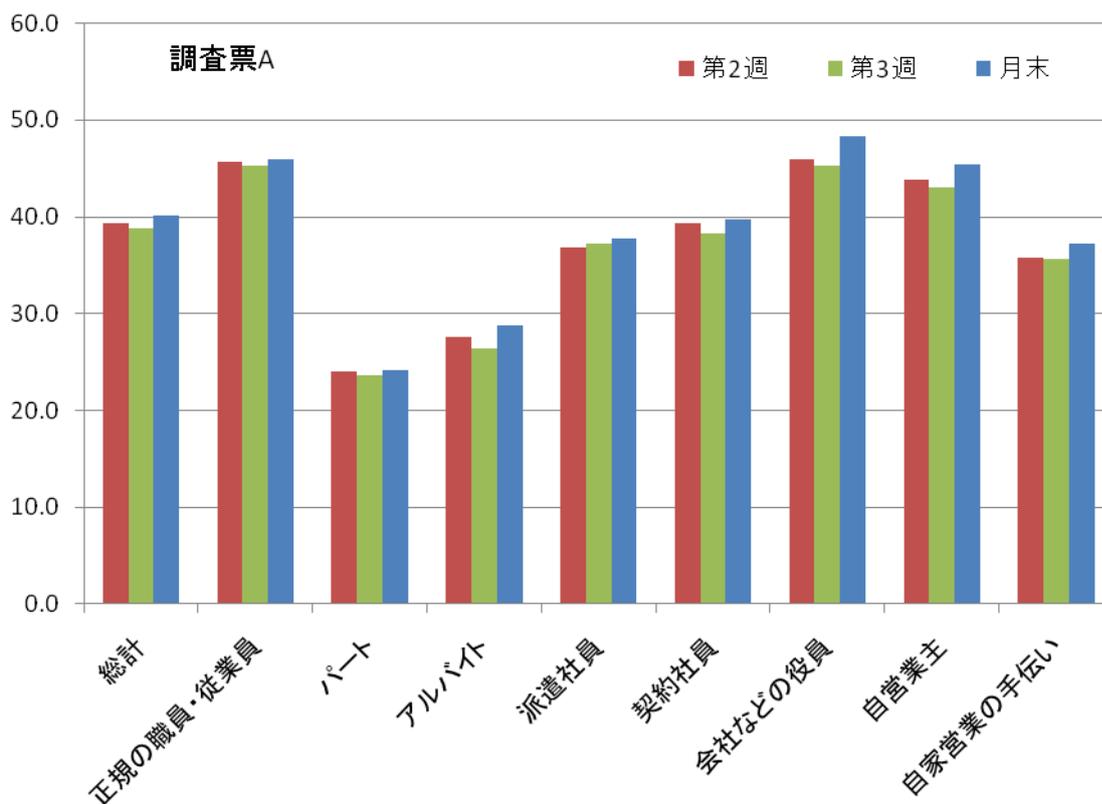
(1) 月末1週間と他の週の1週間で実労働時間に差はあるか。

- ・調査票A、Bともに、7月末の1週間（第5週）と第1週から第4週の実労働時間を聞いている。
- ・7月第1週目は曜日の関係から3日間であり、第4週目は祭日が入り、単純に比較できないため、月末1週間と第2週、第3週の実労働時間を調査票A、Bそれぞれで比較した。

調査票A

	第2週	第3週	月末	t検定におけるP値	
				第2週	第3週
総計	39.3	38.8	40.2		
正規の職員・従業員	45.7	45.3	45.9	0.642	0.317
パート	24.0	23.6	24.1	0.952	0.485
アルバイト	27.6	26.4	28.8	0.474	0.163
派遣社員	36.9	37.3	37.7	0.522	0.765
契約社員	39.4	38.3	39.8	0.765	0.269
会社などの役員	46.0	45.3	48.4	0.156	0.063
自営業主	43.8	43.0	45.4	0.089	0.014
自家営業の手伝い	35.8	35.6	37.3	0.591	0.548

有意水準 1% 両側検定



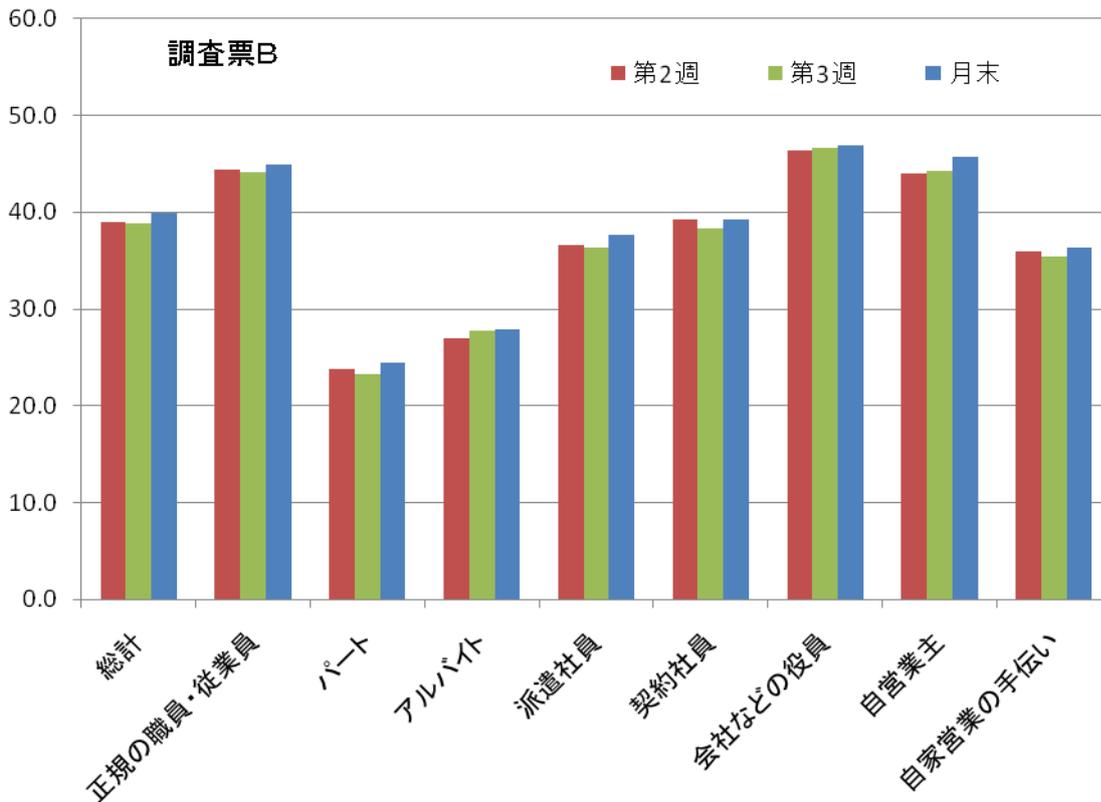
調査票Aにおける「総計」をみると、月末1週間は第2週に比べ約1時間、第3週に比べ、約1時間半長くなっている。これは、「正規の職員」、「自営業主」、「パート」等標本数の大半を占める区分で、月末1週間が他の週より多いことによる。

(注) 「総計」の構成比は、割り当て法による標本数のもので、実際の構成比とは異なる。

調査票B

	第2週	第3週	月末	t検定におけるP値	
				第2週	第3週
総計	39.0	38.9	39.9		
正規の職員・従業員	44.4	44.1	44.9	0.306	0.166
パート	23.8	23.3	24.4	0.419	0.152
アルバイト	27.0	27.7	27.9	0.584	0.881
派遣社員	36.6	36.4	37.6	0.489	0.399
契約社員	39.2	38.3	39.3	0.929	0.361
会社などの役員	46.4	46.6	46.9	0.708	0.836
自営業主	44.0	44.3	45.7	0.131	0.219
自家営業の手伝い	35.9	35.4	36.3	0.881	0.716

有意水準 1% 両側検定



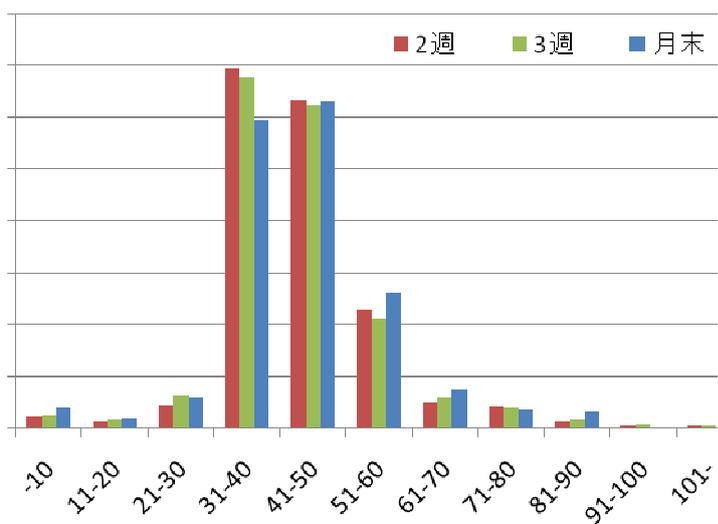
調査票Bにおいても、「総計」は、月末1週間が他の週に比べて、1時間程度多くなっている。従業員上の地位・雇用形態別にみると、調査票Aと同様、「正規の職員」、「自営業主」、「パート」等標本数の大半を占める区分で、月末1週間が他の週より多いことによる。

そこで、調査票A、Bそれぞれに、各区分ごとの「月末1週間」、「第2週」、「第3週」の実労働時間の度数分布をみると、調査票AとBではもちろん、各区分ごとでの各週に大きな分布の差は見られない。

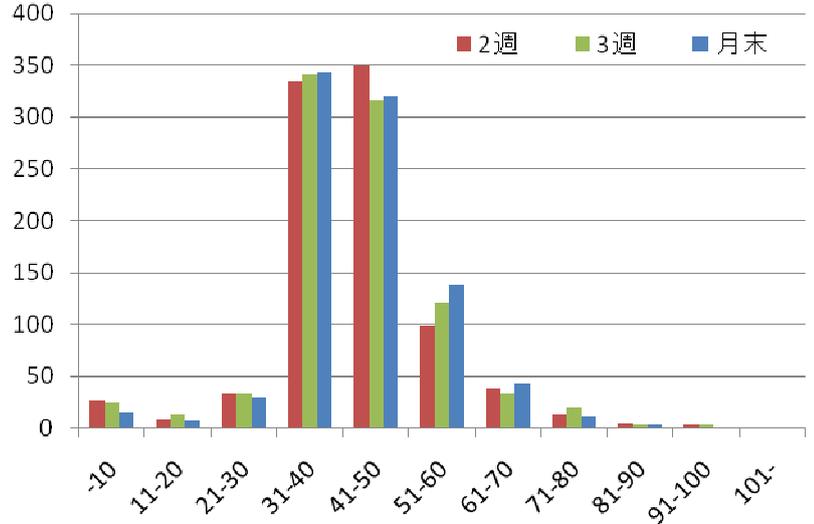
ちなみに、平均の差の検定（t検定）を行ったところ、すべての区分において、調査票A、Bともに、第2週、第3週の平均と月末1週間の平均との間に有意な差は認められなかった。

調査票A、Bのどちらも、各週の実労働時間に有意な差は認められないことから、月末1週間の実労働時間を利用して、月間実労働時間を推計することは可能と言える。

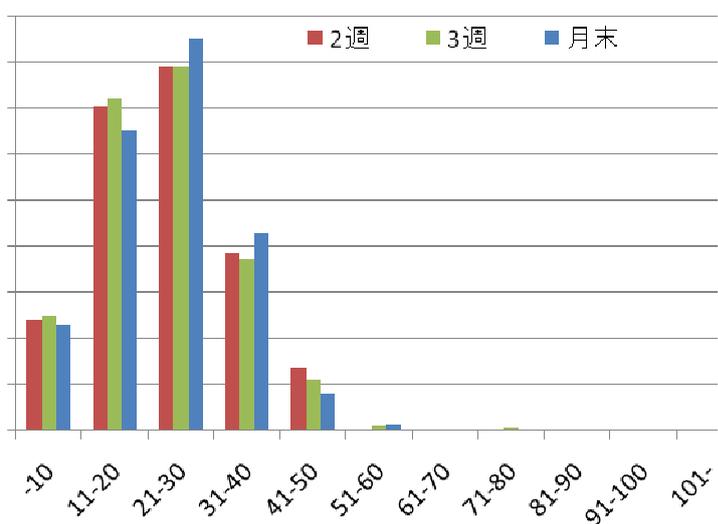
① 正規職員 調査票A



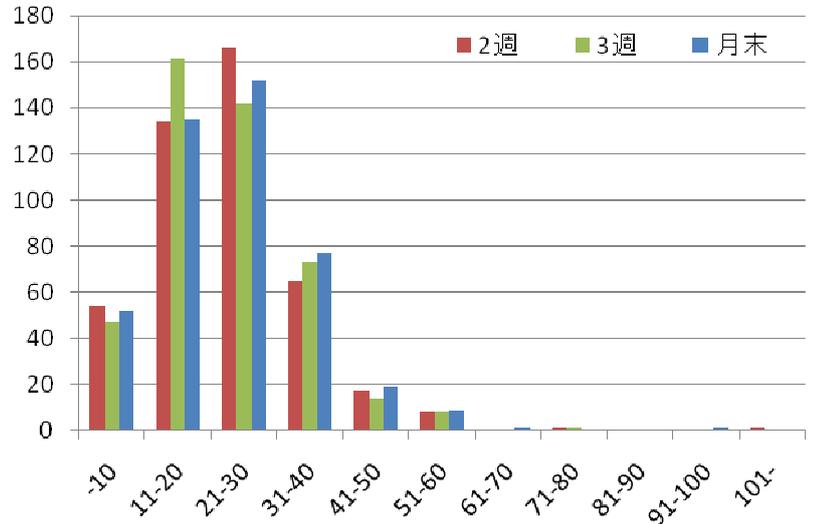
調査票B



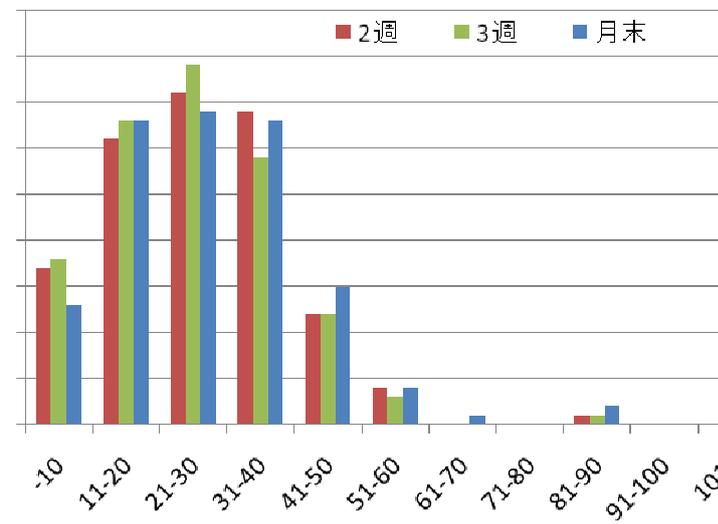
② パート 調査票A



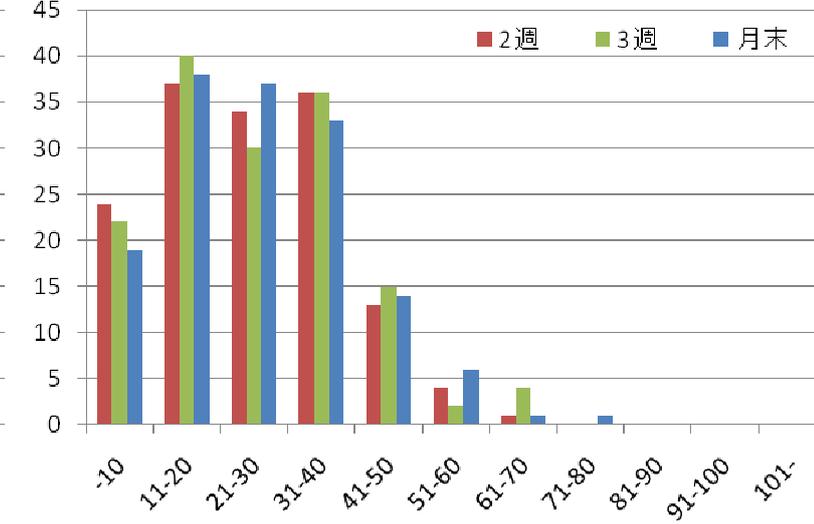
調査票B



③ アルバイト 調査票A



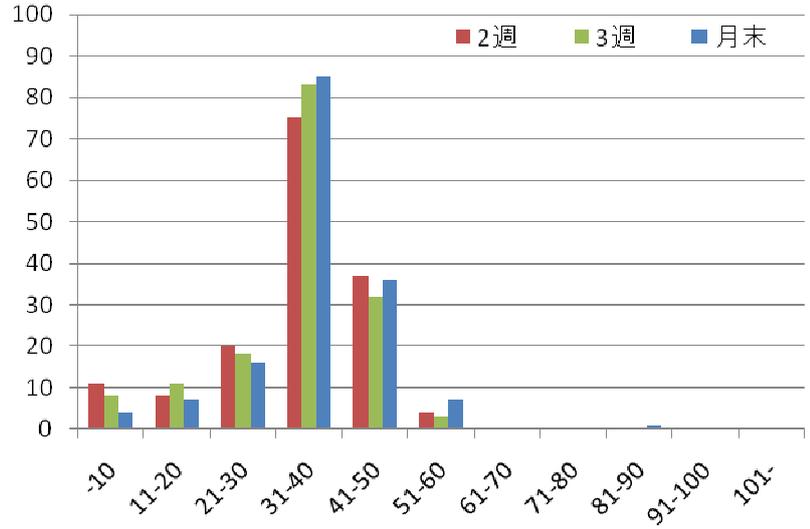
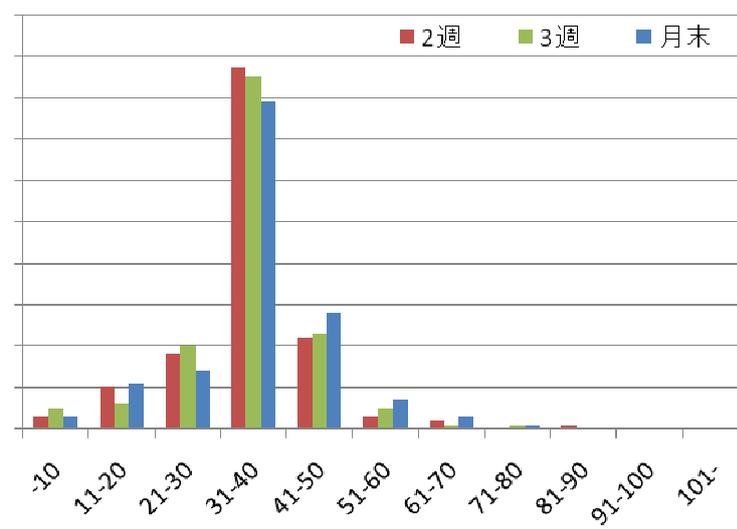
調査票B



④ 派遣社員

調査票A

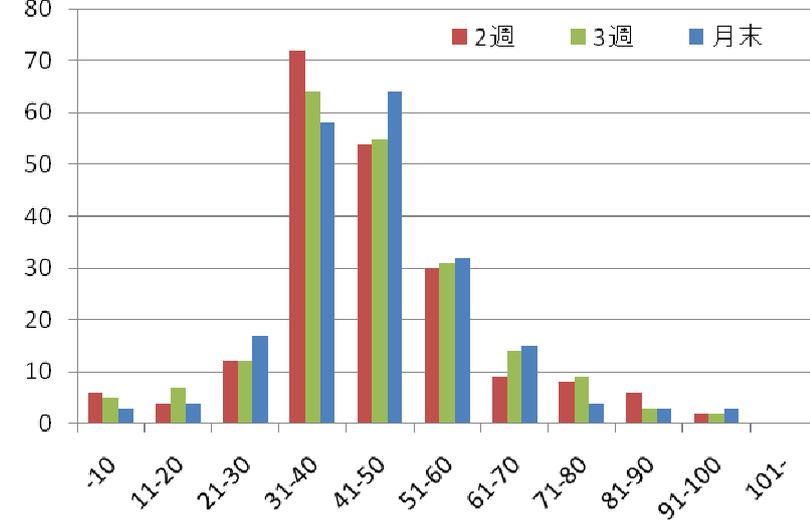
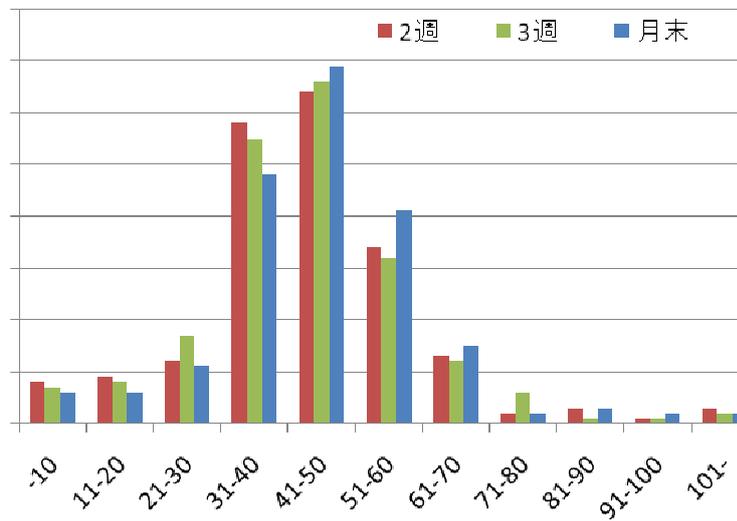
調査票B



⑤ 会社などの役員

調査票A

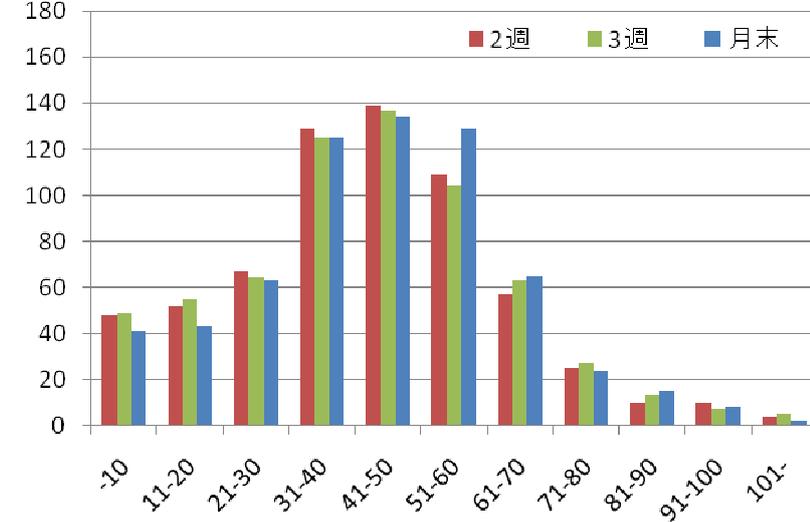
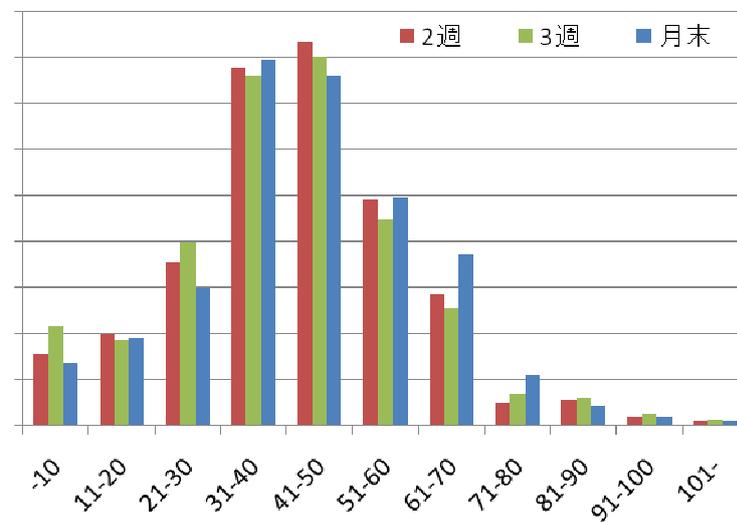
調査票B



⑥ 自営業主

調査票A

調査票B



(2) 推計方法の違いによる月間実労働時間の推定結果に差があるか。

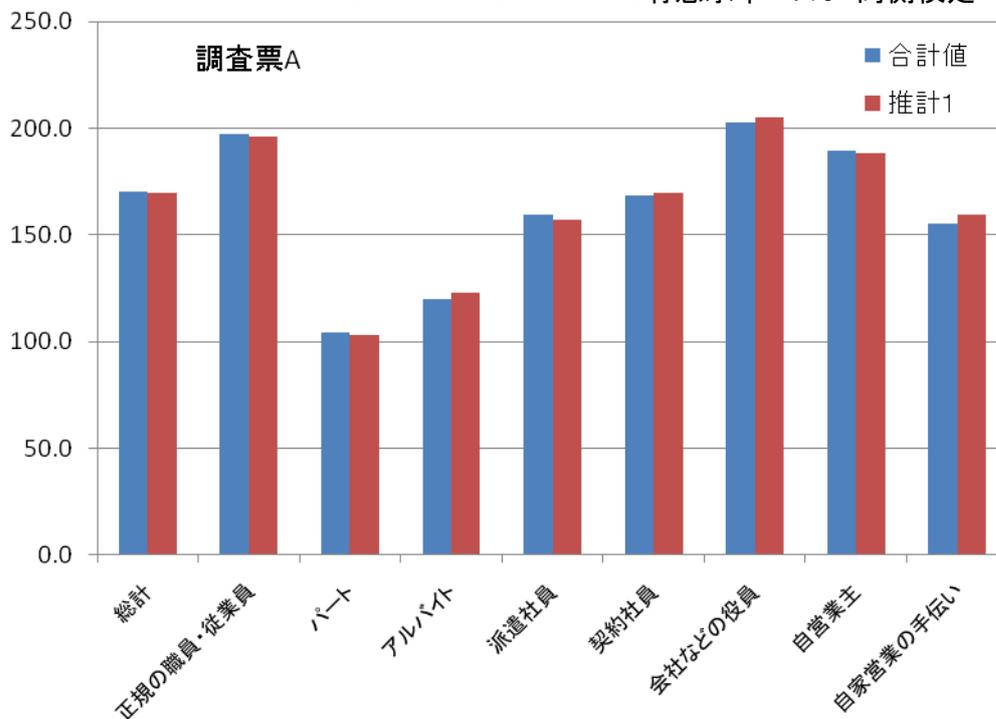
- ・調査票A、Bともに、各週の実労働時間を聞いており、それを合計することで、7月1か月間の正確な総実労働時間とみなすことができるので、その合計値と推定結果との比較を行う。
- ・「推計1」は、調査票Aの「月末1週間の時間外労働時間を含む総実労働時間」から、1日の平均実労働時間を求め、月間就業日数を乗じて、月間実労働時間を推計する。
- ・「推計2」は、調査票Bの「月末1週間の総実労働時間」と「月末1週間の時間外労働時間」から、時間外労働時間を含まない1日の平均実労働時間を求め、月間就業日数を乗じ、更に「月間時間外労働時間」を加えることで、月間実労働時間を推計する。

① 「調査票Aの各週の実労働時間の合計」と推計1の比較

$$\text{推計1} = \text{月末1週間就業時間} \div \text{月末1週間就業日数} \times \text{月間就業日数}$$

	合計値	推計1	合計値との差	t検定のP値
総計	170.0	169.6	0.4	
正規の職員・従業員	196.9	196.1	0.8	0.747
パート	104.6	102.8	1.8	0.524
アルバイト	120.1	122.8	-2.7	0.704
派遣社員	159.3	157.0	2.3	0.650
契約社員	168.2	169.7	-1.5	0.796
会社などの役員	202.5	205.1	-2.7	0.718
自営業主	189.4	188.5	1.0	0.831
自家営業の手伝い	155.6	159.2	-3.7	0.771

有意水準 1% 両側検定



標本数の比較的少ない「自家営業の手伝い」、「アルバイト」や「派遣社員」で合計値と推定値に若干差がみられるものの、標本数がある程度確保できている「正規職員」や「自営業主」では差が極めて少ない。

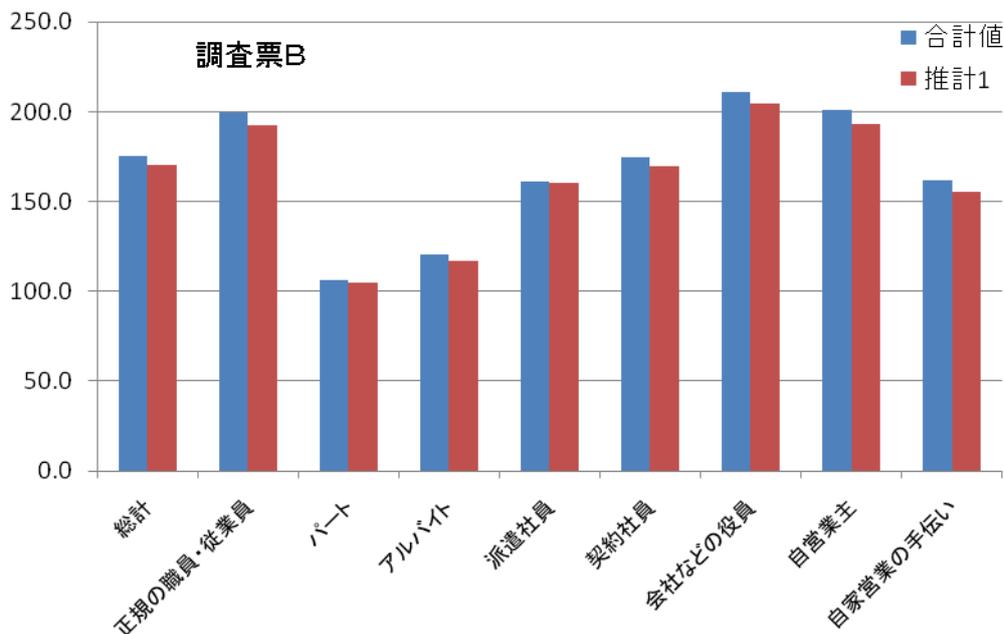
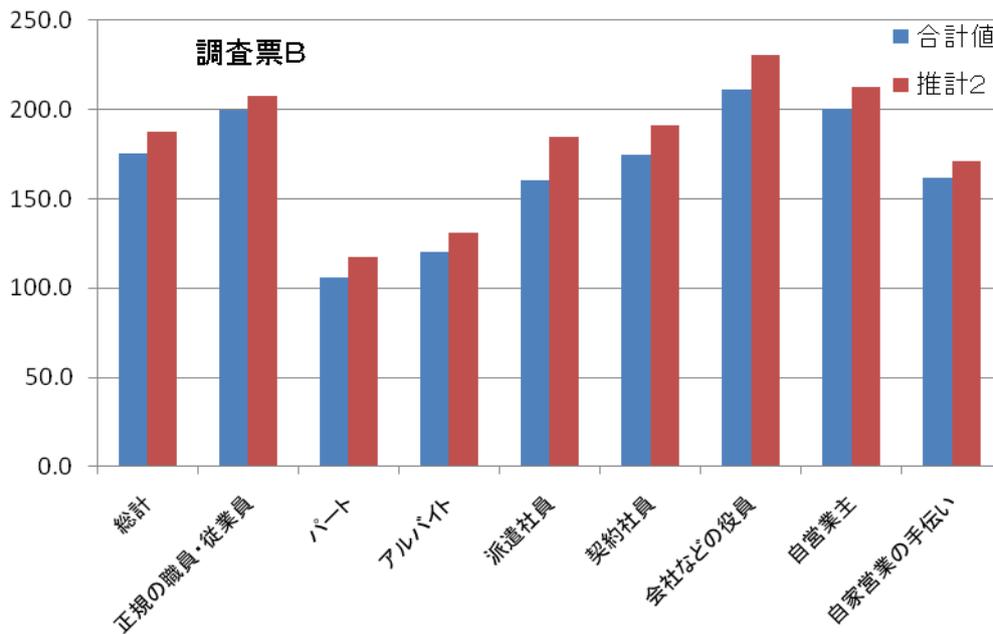
なお、平均の検定(t検定)を行ったところ、どの区分も有意差は認められなかった。

② 「調査票Bの各週の実労働時間の合計」と推計2の比較

推計2 = (月末1週間就業時間 - 月末1週間残業時間) ÷ 月末週間就業日数
 × 月間就業日数 + 月間残業時間

	合計値	推計2	合計値との差	t検定のP値	推計1	合計値との差
総計	175.7	187.7	-12.0		170.1	5.6
正規の職員・従業員	199.7	208.0	-8.3	0.006	192.5	7.2
パート	106.1	117.4	-11.3	0.002	104.5	1.6
アルバイト	120.3	130.8	-10.5	0.221	116.6	3.7
派遣社員	160.7	185.0	-24.3	0.021	160.4	0.4
契約社員	174.8	190.9	-16.1	0.020	169.5	5.3
会社などの役員	210.9	231.0	-20.0	0.025	204.5	6.5
自営業主	200.7	212.9	-12.2	0.031	193.3	7.5
自家営業の手伝い	161.6	171.1	-9.4	0.448	155.4	6.2

有意水準 1% 両側検定



推計2は、すべての区分において、合計値より過大に推計される傾向がみられる。

また、平均の差の検定（t検定）を行ったところ、標本数がある程度確保されている「正規職員」及び「パート」において、有意な差が認められた。

これらのことから、推計2では、「月間の時間外労働時間」を推計に用いているが、月間の就業日数などと異なり、端数の数字となる「時間」については、日々メモするなどの工夫がない限り、記入の正確性に問題があるため、各週の合計値と大きな差が生じるものと考えられる。

なお、調査票Bのデータを用いた推計1では、すべての区分で、推計2と比べて、合計値との差が縮小した。

ちなみに、調査票Bの推計1について、差の検定を行ったところ、「パート」については、有意な差は認められなくなった。

「時間外労働時間」の把握の正確性などの問題がある推計2よりも、推計1の方が、正確性が高いと考えられる。

（3）時間外労働時間の把握は可能か。

時間外の質問は調査票Bだけだが、その把握について、アンケート記入欄をみると、自営業主の680人のうち75人（11%）が時間外労働の概念がないので、記入できない又は記入が難しいとの意見があった。

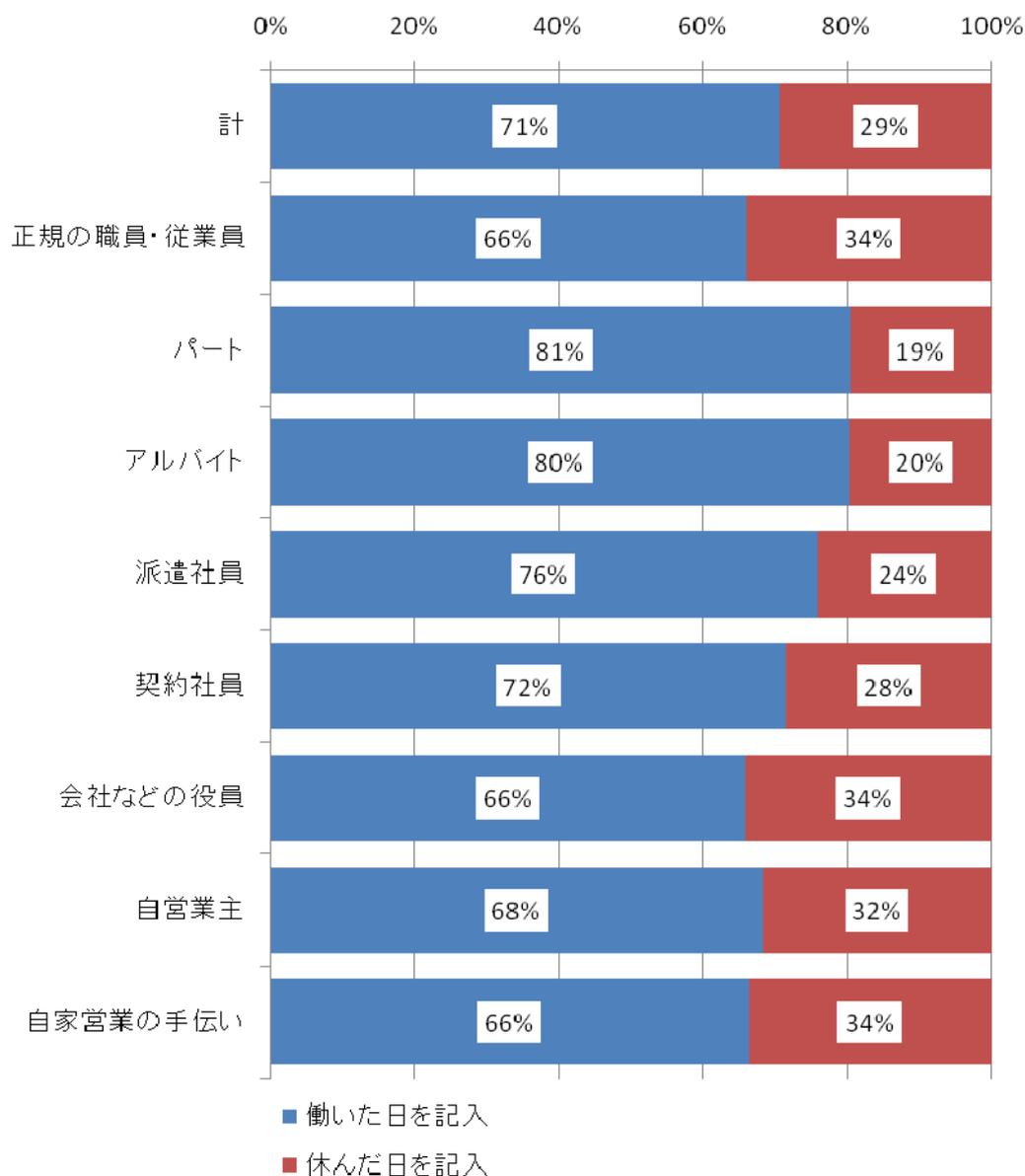
同様に、自家営業の手伝いでは123人中19人（15%）、会社などの役員では206人中10人（5%）との割合であり、正規職員でも管理職の場合は記入しにくいとの意見がいくつかあった。

特に、自営業主については、1週間実労働時間が100時間以上という人の割合が他の区分に比べて多く（165時間との記入もあった）、記入の正確性が懸念される。

時間外労働時間を区分して記入することについて、そもそも時間外労働という概念がない自営業主には記入が難しく、内容が不正確になる恐れがある。

(4) 仕事をした日と仕事をしなかった日のどちらが適切か。

月間の仕事をした日数について、全体では、7割が仕事をした日数で答えており、「正規職員」でも2/3が仕事をした日数で答えている。



3 まとめ

各週の就業時間については、統計上有意な差は認められなかった。このため、月末1週間の就業時間を推計の基礎に用いることに問題はないと考えられる。

時間外労働時間の把握の有無による推計方法の比較では、記入内容の正確性に懸念のある時間外労働時間を用いない推計1の方が正確であり、記入者負担及び記入に際しての説明文の追加なども考慮すると、推計1を採るべきと考える。

また、働いた日か休んだ日かについては、「働いた日」で回答した者の割合の方がかなり多く、調査票の設問の流れからしても労働日数を答える方が受け入れやすいと思われる。

近年の雇用をめぐる状況について（参考メモ）

- 近年の社会経済情勢として、少子高齢化の進展や労働力人口の減少、経済のグローバル化（世界的規模での競争の激化等）、第三次産業の拡大など。

 - 雇用をめぐることは、
 - ・ 非正規雇用の拡大など雇用構造の変化。一方で、昨今の経済不況に伴う雇止めの動きなどに見られる非正規労働者の不安定な雇用や正規との格差等の問題。
 - ・ 若年層の完全失業率が高い状況で推移するとともに、フリーターなどの問題。
 - ・ これらの問題に対しては、労働者派遣制度の見直しなどの雇用ルールやセーフティネットの整備、あるいは新卒者の雇用対策などへの取組。

 - 労働力人口の減少に対して、若者・女性・高齢者等の労働市場への参加の促進などの課題。また、近年では、ワーク・ライフ・バランスの推進など雇用の質の向上に向けての取組。
- ⇒ こうした状況を踏まえ、実労働時間関係以外で、対応が必要な事項はあるか？
- ※ 周期調査（就業構造基本調査）などとの役割分担やスクラップ&ビルドの観点にも留意。

平成21年度統計法施行状況に関する 審議結果報告書

第 2 ワーキンググループ関係（抜粋）

平成 22 年 9 月 30 日
統 計 委 員 会

平成 21 年度 統計法施行状況に関する統計委員会の審議結果について(概要)

平成 22 年 9 月 30 日
統 計 委 員 会

経緯等

- ・統計委員会は、毎年度、「公的統計の整備に関する基本的な計画」に掲げる事項等に関する各府省の取組状況（統計法施行状況）について、総務大臣からの報告を受けて、当該施行状況を審議し、その結果を報告書としてとりまとめ、公表
- ・今回の審議は、新統計法が平成 21 年 4 月に全面施行されてから初めて実施するもの

審議結果

統計整備の重要度、緊急度が高いなどの重要な事項について、取り組むべき統計整備等の方向性をとりまとめ（政府の統計体系全体に及ぼす影響が大きいなど、所管する府省における重要課題として取り扱うことが望ましいと考えられるものについては、所管大臣に意見として提示）

重要な事項に関する統計整備等の方向性

（意見として提示した事項）

◎国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化【対 内閣総理大臣】

- ・新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に関する具体的な工程表の策定等
- ・高い知見を有する研究者、中核的職員等による責任体制の明確なプロジェクトチームによる対応

◎ビジネスレジスター(事業所母集団データベース)の構築・利活用【対 総務大臣】

- ・基盤的・共通的な統計データ等のレジスターへの収録等の検討、レジスター内の統計データの時系列的整備等の推進
- ・各府省のデータ管理における共通事業所・企業コードの保持・利活用等の推進

（その他の重要な事項）

○ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備

- ・雇用・労働に関する世帯及び企業・事業所ベースの統計調査結果を総合的に分析
- ・少子高齢化の進展と就業構造の変化の関係を解明するため、既存の雇用・労働関係統計等に必要調査項目の追加等

○非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備

- ・関係府省が共同で既存の雇用・労働統計の鳥瞰図を提示
- ・非正規雇用の雇用形態別雇用者数を継続的に毎年把握する統計調査の実施について検討等

○オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供(二次的利用)、調査票情報の提供

- ・統計データの高度かつ多様な研究分析を通じて、学術研究はもとより社会の発展への寄与が期待
- ・ニーズを踏まえ、二次的利用の対象となる統計調査の拡大や利用目的の範囲の検討等を推進

○統計職員等の人材の育成・確保

- ・精度の高い統計作成、国際的な標準化の対応等、人材の育成・確保には計画的な実施が不可欠
- ・政府横断的な研修機能の活用や大学等の研究者との連携など、統計職員の専門性向上のための方策について検討

○行政記録情報等の活用

- ・統計調査予算の確保が困難になる中、報告者の負担軽減等の観点からも、引き続き重要な課題
- ・行政記録情報等の保有機関や国民との間の信頼関係の構築を図りながら、活用の推進について調査研究

Ⅱ 各ワーキンググループの検討結果等

2 第2ワーキンググループ関係

(1) 検討内容

1) 人口・社会統計関連部分のうち、基本計画で示されたスケジュール等を勘案して、本年度に意見を示すべきと判断し、重点的に議論を進めることとした課題は次の3点とした。

- ①就業と結婚、出産、子育て、介護等との関係（以下「ワークライフバランスの状況」という。）を詳細に分析するための関連統計の整備
- ②人口移動の実態をより詳細に把握するための住民基本台帳の利活用の推進
- ③企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働市場の実態を把握するための非正規雇用関係統計の整備

2) 各課題については、関係府省にヒアリング等を実施することにより、新たに整備すべき統計や既存統計に求められる改善点などの論点を抽出した上で、それぞれの論点について、取組の方向や検討事項等の明確化を行った。

(2) ワーキンググループの意見

審議の結果、当ワーキンググループでは、上記(1)-1)-①及び③の2点について、以下のとおり、意見を取りまとめることとした。なお、上記(1)-1)-②については、関係機関において基本計画に示した方向性に、おおむね沿った形で検討が進められていると判断し、引き続き状況を見守ることとする。

1) ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備

ア 施策の施行状況

- (i) 総務省は、「雇用失業統計研究会」において、就業と結婚等に関連する項目に関してより詳しく分析するために必要な集計事項について検討を行った。
- (ii) 厚生労働省は、「厚生労働統計の整備に関する検討会」を立ち上げ、関連統計における就業と結婚等に関連する必要な調査事項の追加等について検討を行った。

イ 施策の施行状況を取り巻く現状の評価と課題

- (i) 我が国の雇用者数に占める非正規労働者の割合は増加する傾向にある。非正規労働者は、正規労働者に比べてキャリア形成や家族形成に困難を抱えるケースが多いため、非正規労働者割合の増加は、結果として少子化に拍車をかけるとみられている。
- (ii) 企業による中核的人材の絞り込みにより、正規労働者においては、長時間労働が顕著となっており、仕事と家庭の両立が困難化している。これらも未婚化・非婚化につながり、少子化の大きな原因となっている可能性が指摘されている。
- (iii) 現状では、このようなワークライフバランスの状況を的確に把握し、必要な政策を実行するための関連統計が十分に整備されているとは言い難い。なお、関連調査統計として、厚生労働省の縦断調査、出生動向基本調査が存在

するが、小標本ゆえに地域別の実態を明らかにするには限界がある。

ウ 取り組むべき統計整備の方向性

ワークライフバランスに関する包括的かつ多面的知見を得るため、雇用・労働と家族・世帯に関する統計について関係府省共同の検討会（研究会）を設置するなど、関係府省による横断的な検討が不可欠である。特に、以下の取組を実施することが必要である。

- (i) 雇用・労働に関する世帯及び企業・事業所ベースの統計調査結果を総合的に分析すること
- (ii) 少子高齢化の進展と就業構造の変化の関係を解明するため、既存の雇用・労働関係統計と家族・世帯関係統計を検討し、両者を関連付けるために必要な調査項目を追加すること
- (iii) ワークライフバランスの状況を明らかにするため、既存の大規模標本調査に「結婚時期」などの新しいワークライフバランス関連調査項目を追加する等の統計整備について検討を行うこと
- (iv) 就業意欲、結婚意識、出産・子育て意識などワークライフバランスに関する意識調査項目についても、その信頼性や比較可能性を含めた技術的課題に配慮しつつ、既存統計への導入可能性等について検討を行うこと

2) 非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備

ア 施策の施行状況

- (i) 総務省は、「雇用失業統計研究会」において、以下の取組を実施した。
 - ① 雇用契約期間の把握に関するアンケート」を実施し、雇用者の雇用契約等の実態、雇用契約期間に関する理解度等の把握に努めた。
 - ② ILO の労働時間の測定に関する決議を踏まえ、年間総実労働時間の推計方法について検討を行った。
- (ii) 厚生労働省は、「厚生労働統計の整備に関する検討会」において、以下の取組を実施した。
 - ① 存統計調査で把握している非正規雇用関連調査項目の整理を行った。
 - ② 正規雇用の雇用形態、業務内容、労働時間、賃金等を継続的に毎年把握可能かどうかについての検討を開始した。

イ 施策の施行状況を取り巻く現状の評価と課題

- (i) 我が国の雇用環境は、厳しい状況になっており、雇用格差問題（雇用条件の待遇均等・均衡問題、ワーキング・プア問題等）が社会問題化している。このため、効果的な雇用政策を実施するためには、雇用形態別の雇用者数の推移やそれぞれの間の賃金・所得・労働時間の格差及びそれらの変化等を的確に把握することが不可欠となっている。
- (ii) しかしながら、総務省及び厚生労働省で実施している労働関連統計調査に関しては、世帯サイドから把握するデータと事業所サイドから把握するデータの間に相違が散見される。雇用形態間の格差実態を把握するためには、これらのデータの概念や把握方法の相違を明確に示すことが必要となっている。

- (iii) 非正規雇用については、雇用構造調査、毎月勤労統計調査、賃金構造基本統計調査、雇用動向調査等の統計調査が実施されているものの、非正規雇用全体の状況を的確に把握することは困難である。また、各統計の相互の連携を意識した体系的な整備がなされているとは言い難い。

ウ 取り組むべき統計整備の方向性

総務省と厚生労働省が共同で、正規・非正規雇用双方を調査対象とする統計調査の集計結果等の分析を実施し、既存の雇用・労働統計の鳥瞰図を示すとともに、当該統計の体系的整備に向けた具体的課題を整理することが必要である。その上で、特に、以下のような取組を実施することが重要である。

- (i) 非正規雇用（不本意型を含む）の雇用形態別雇用者数（男女・年齢別、学歴別など）、業務内容、労働時間、賃金等を継続的に毎年把握する統計調査の実施について検討を行うこと
- (ii) 労働者の自発的な離職・転職等のほか、雇用主側の事情による雇用調整や雇用形態の転換及びそれらに伴う賃金・所得の変化を継続的に把握できるような統計整備の検討を行うこと
- (iii) 非正規雇用者の実情を把握するための意識調査項目についても、その信頼性や比較可能性を含めた技術的課題に配慮しつつ、既存統計への導入可能性等について検討を行うこと

平成 21 年度法施行状況に関する審議結果についての統計委員会委員長談話

平成 22 年 9 月 30 日

(はじめに)

統計委員会におきましては、本日の第 38 回会合において「平成 21 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」をとりまとめ、公表いたしました。これは、新統計法が昨年（平成 21 年）4 月 1 日に全面施行されてから、初めて実施するものです。

報告書においては、国民の合理的な意思決定に資するためのより質の高い公的統計の整備を推進するため、重要な事項に関する統計整備等の方向性についてとりまとめましたが、政府の統計体系全体に及ぼす影響が大きい統計に関するもの等については、課題の解決に向けた動きを一層効果的に促進していただくことが望ましいと思われるため、当該事項を所管する大臣に「意見」という形で提示させていただくこととしました。

(意見として提示した事項)

意見として提示した事項は、① 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化（対内閣総理大臣）と② ビジネスレジスターの構築・利活用（対総務大臣）です。

①については、GDP 統計等の精度向上等が喫緊の課題であることを念頭に置き、次の 2 点を提示しました。

- ・ 新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に向けた具体的な工程表の策定
- ・ 責任体制の明確なプロジェクトチームによる対応の推進

②については、ビジネスレジスターが、統計資源の有効活用のために一刻も早く整備すべきものと考えられるため、次の 2 点を提示しました。

- ・ 基盤的・共通の統計データ等の収録等の検討、レジスター内の統計データ等の時系列的整備の推進
- ・ 各府省の統計データ等の管理における共通事業所・企業コードの保持・利活用の推進

(その他の重要な事項)

その他、次の 5 つの事項について、統計整備等の方向性についてとりまとめました。

① ワークライフバランスの状況を的確に把握し、必要な政策を実行するための統計が十分に整備されているとは言い難い状況にあります。このため、少子高齢化の進展と就業構造の変化の関係を解明する観点から関係する統計調査に調査項目を追加することなどについて検討する必要があると考えます。

② 雇用格差が社会問題化する中で、賃金・所得・労働時間の格差及びそれらの変化等を的確に把握することが不可欠となっております。このため、非正規雇用の実態を継続的に毎年把握する統計調査の実施などについて検討する必要があると考えます。

③ 新たに導入されたオーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供（二次的利用）については、統計データの高度かつ多様な研究分析を通じて、学術研究はもとより社会の一

層の発展に寄与することが期待されているものです。このため、今後さらに、統計ユーザーのニーズを踏まえて、利用可能な統計調査の拡大や利用目的の検討などを進める必要があると考えます。

④ 高度な専門性を有する統計職員の育成・確保は非常に重要な課題です。このため、今後、政府横断的な研修機能の活用や大学等の研究者との連携など、統計職員の専門性向上のための方策について検討していく必要があると考えます。

⑤ 統計調査予算の確保が困難になる中、統計精度の維持・向上、報告者の負担軽減等の観点からも、行政記録情報等の活用の可能性について、調査研究を進めていきたいと思います。

(統計リソースの確保等)

これらの重要課題を含む新たな統計ニーズに応えていくためには、既存の統計の見直しや業務の効率化が必要であるのはもちろんのこと、必要な統計リソース（公的統計の作成・提供のための予算及び人員）の確保が重要であるということを強調しておきたいと思います。また、質の高い公的統計を整備していく上で、調査客体となる企業や世帯の方々の協力が必要不可欠であることについて、統計委員会としても、引き続きあらゆる機会を使って広報・啓発していきたいと思います。